

# 使用済プラスチック(産業廃棄物)を運搬する車両には、表示および書面が必要です。農業者が収集場所に運ぶ場合も同様です。

## 表示義務について

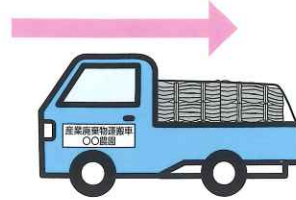
産業廃棄物を運搬する際は、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

### 農業者が自分で運搬する場合の表示

- ①産業廃棄物を運搬している旨の表示
- ②農業者名

### 産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合の表示

- ①産業廃棄物を運搬している旨の表示
- ②業者名
- ③許可番号(下6ケタ以上)



### 表示の際の注意点

- ・見やすいこと・鮮明であること
- ・両側面に表示すること・識別しやすい色の文字であること

## 書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、次のような書類を携帯しなければなりません。

### 農業者が自分で運搬する場合の常時携帯する書類

- ①氏名又は名称及び住所
- ②運搬する産業廃棄物の種類・数量
- ③運搬する産業廃棄物を積載した日
- ④積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ⑤運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先



■氏名又は名称及び住所
〇〇農園
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
■産業廃棄物の種類・数量
廃〇〇〇〇〇〇〇〇・〇〇 kg
■積載日
〇年〇月〇日
■積載した事業場
〇〇〇〇農園
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
■運搬先の事業場
〇〇〇〇リサイクルセンター
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

# 使用済プラスチックのリサイクルシステム

